

# 定 款

一般社団法人 岩手県食品衛生協会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県食品衛生協会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の衛生上の危害の発生を防止し、進んで食品の質及び食品衛生の向上を図り、食品営業関係者及び消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発を行い、公共の利益となる事業の速やかな推進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に係る情報の収集及び食品衛生に必要な調査研究並びに機関紙の発行に関する事業
- (2) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業
- (3) 食品営業賠償共済及び会員並びにその従業員の福利厚生に関する事業
- (4) 食品衛生指導員の養成及び教育研修並びに活動の支援に関する事業
- (5) 会員及び従業員の健康管理に関する事業
- (6) 食品、食品添加物、器具及び容器、包装の規格又は基準の検査並びに自主検査に関する事業
- (7) 食品衛生功労者及び食品衛生優良施設等の顕彰に関する事業
- (8) 食品衛生責任者の養成及び教育研修に関する事業
- (9) 食品衛生に関する相談事業
- (10) 収入証紙売り捌きに関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(支会)

第5条 この法人は、事業の円滑な推進を図るため、県内に支会を置くことができる。

2 支会の設置及び運営については、別に理事会において定める。

## 第3章 会員

(会員の資格)

第6条 この法人の会員の資格を有するものは、次の各号の一に該当する個人又は法人とする。

- (1) 岩手県内に営業所又は事業所を有し、食品、食品添加物、器具、容器包装等の採取、製造輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、販売等を行う者で、この法人の目的に賛同する者。
- (2) 前号に掲げるもの以外の者で、この法人の目的に賛同する者。

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 前条第1号に掲げる者で正会員として入会した者。
- (2) 特別会員 前条第1号に掲げる者であって特別会員として入会した者。
- (3) 賛同会員 前条第2号に掲げる者で入会した者。

(社員の資格の取得及び喪失)

第8条 この法人の社員は、概ね会員の200人の中から1人の割合で選任される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位は失わない。
- 6 代議員が欠けた場合は、補欠の代議員を選出することができ、補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 代議員の解任については、第29条の規定を準用する。
- 8 代議員が会員たる資格を喪失したときは、代議員たる資格も同時に喪失する。

(会員の権利)

第9条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等の請求（一般法人法第14条第2項）
- (2) 社員名簿の閲覧等の請求（一般法人法第32条第2項）
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等の請求（一般法人法第57条第4項）
- (4) 議決権の代理行使証明書等の閲覧等の請求（一般法人法第50条第6項）
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の請求（一般法人法第52条第5項）
- (6) 計算書類等の閲覧等の請求（一般法人法第129条第3項）
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の請求（一般法人法第229条第2項）
- (8) 吸収合併契約に関する書面等の閲覧等の請求（一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項）

(資格の取得)

第10条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより会長に申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第11条 会員になった者は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(社員名簿)

第12条 この法人は、代議員の氏名又は名称及び住所を記載した「代議員名簿」及び特別会員の氏名又は名称及び住所を記載した「特別会員名簿」及び賛同会員の氏名または名称及び住所を記載した「賛同会員名簿」を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の「代議員名簿」をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- 3 この法人の代議員及び特別会員及び賛同会員に対する通知又は催告は、「代議員名簿」及び「特別会員名簿」及び「賛同会員名簿」に記載した住所又はこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(剰余金の分配)

第13条 この法人は、会員に剰余金の分配を行うことができない。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 第15条の規定により除名されたとき。

(除名)

第15条 会員がこの法人の名誉をき損し、又はこの定款に違反する行為をしたときは、第22条第2項に規定する社員総会の決議により除名することができる。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会（以下、総会という。）は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類及び事業報告書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度末の翌日から2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 23 条 やむを得ない理由により、総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第22条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選出された議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(種別)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35人以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち4名以内を副会長、1名を専務理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれかに1人及びその親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別な関係があるものを含む。）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別な関係があってはならない。

(任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(職務)

第 28 条 会長は、この法人を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を処理する。また、事務局長を兼任することができる。

(解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 31 条 この法人は、理事会の決議によって、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 32 条 この法人には顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長又は理事会の諮問に対して意見を述べるものとする。

4 参与は、この法人の役員として顕著な功績があった者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

5 参与は、法人の運営に関し、会長又は副会長に対し必要な助言をすることができる。

6 顧問、参与は非常勤とする。

7 顧問、参与は無給とする。ただし、必要な経費を弁償することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、法令及び別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 第 31 条の責任の免除

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は、事故あるときは理事会の互選による。

(決議)

第37条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(職務の執行状況の報告)

第38条 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度の4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 専門部会等

(部会等)

第40条 この法人は、必要に応じ、この法人の目的を達成するため、専門の部会又は委員会を置くことができる。

- 2 前項の部会又は委員会の設置及び運営に関する規定は、理事会において別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び 2 号についてはその内容を報告し、3 号から 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の総会終結後、法令の定めるところにより速やかに貸借対照表を公告するものとする。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において第 22 条第 2 項の定める決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法及び雑則

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

(施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 号第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は齊藤俊明、業務執行理事である副会長は中村好雄、武田光夫、白澤國雄、業務執行理事である専務理事は高橋憲雄とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第 8 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。